



資源用ごみ指定袋の追加配布枚数及び 資源物の出し方が変わります

市民の利便性の向上及び資源化を推進するため、資源用袋の追加配布枚数を1世帯当たり年間40枚までとし、資源用袋を使い切った世帯については、各家庭で用意した無色透明の袋を使用し、資源物の種類ごとの収集日に、ごみ集積場所へ出せるようになります。

■変更内容

	変更前	変更後
対象品目 (収集回数)	プラスチック（週1回）、スチール缶・アルミ缶・スプレー缶（月1回）、ペットボトル（月1回）	変更なし（同左）
使用可能な袋	資源用ごみ指定袋	資源用ごみ指定袋 又は無色透明な袋
大きさ	40リットル	<u>20リットル</u> <u>～50リットル</u>
追加配布枚数	1回につき40枚まで	<u>1世帯当たり年間40枚</u> <u>まで</u>
申請書	不要	<u>引換え以降は必要</u>
<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみ、不燃ごみの排出方法に変更はありません。 ・半透明や乳白色などの色付きの袋は中身が見えくいため、使えません。 ・配布された資源用袋等は適正に使用し、不要な場合は廃棄せず、引換所やリサイクルセンターなどに返却を協力してもらっています。 ・二重袋（袋の中に小袋を入れること）は、リサイクルする過程に支障が出る場合がありますので、ご遠慮願っています。 		

■写真



■実施日

令和6年度ごみ指定袋一斉配布日（10/19（土）・20（日））から

<最初の収集日>

地区	収集日	収集品目
南柴田町・名和町・浅山・大田町・高横須賀町・中ノ池・加木屋町	令和6年10月25日(金)	プラスチック
荒尾町・東海町・富貴ノ台・富木島町・中央町・横須賀町・元浜町・養父町	令和6年10月23日(水)	スチール缶・アルミ缶・スプレー缶

■Q & A

1 無色透明の袋は配布してもらえるのか。

無色透明の袋は配布しておりません。各家庭で用意した袋（20ℓ～50ℓ）を使用してください。

2 半透明や色付きの袋が使えない理由は。

袋の中身が見えにくく、分別収集に支障が出るからです。

3 無色透明の袋はどこで購入できるのか。

100円ショップやホームセンター等で購入できます。

4 資源用袋の追加配布枚数を年間40枚までとした理由は。

ごみ指定袋等の引換え時に配布した40枚に40枚を追加でお渡しすることで、年間合計80枚となります。年間収集回数75回（プラスチックが51回、スチール缶・アルミ缶・スプレー缶及びペットボトルが各12回）を上回る枚数としました。

5 年間追加配布枚数の40枚を複数回に分けて受け取ることはできるのか。

可能です。ただし、ごみ指定袋等の引換え以降に受け取る場合、申請書の記入等が必要になります。

6 不要なごみ指定袋等は転売してもいいのか。

ごみ指定袋等は、市と業務委託契約を締結した店舗以外が販売することはできませんので、転売はご遠慮ください。

問合せ	環境経済部リサイクル推進課（リサイクルセンター） 担当：小出（こいで） 052-601-2053
-----	--